

日経新聞に見る わが社のヘッジ商品、ヘッジ戦略

編集部

いま、企業のリスクヘッジが大きな問題になっています。どのような手法がとられ、どのような商品が組成されているか、日本経済新聞の発行する各種媒体に見てみましょう。

(要約)

トレーサビリティ 認証業務を開始 リーファース 農家など対象

リーファース（東京・江戸川区、水野葉子社長）は加工食品メーカーや農家に対し、食品のトレーサビリティ（生産履歴の追跡）システムの認証業務を始めた。日本の企業が第三者の立場で認証を手がけるのは珍しい。生産から流通に至るまで履歴をさかのぼることができるシステムができているか、専門の担当者が監査する。確認できた場合は製造・生産者に対し認証マークを製品に貼付することなどを許可する。

リーファースは食品加工メーカーから認証業務の依頼を受けると、申請書を提出させ調査した後、現地に専門の監視員を派遣する。加工食品の場合は表示と同じ原料を使用しているか確認する証明書を提出させるほか、原料の配合比率などについても調べる。

野菜など農産物の場合は使用した肥料や農薬、栽培手法、圃場などを確認する。

（1月24日付、日経産業新聞）

埼玉県がCO₂排出権市場 2004年度 まず県・企業で取引

埼玉県は二酸化炭素（CO₂）の排出権取引市場の創設に乗り出す。2004年度に県と企業との相対取引を開始し、2006年度をめどに企業間の本格的な市場に移す。同県は条例で県

内の大規模事業所にCO₂排出量の削減計画の作成を義務づけており、排出権取引を通じて計画の達成を促す。実現すれば全国初の取り組みとなる。

県が2004年度に導入する「グリーン・トレード制度」（仮称）は、企業が県などが進める森林整備の費用を負担する代わりに、CO₂排出量の削減枠を一定限度免除する。県はグリーン証書を企業に発行して、取引を証明する。

2006年度には企業間での排出権やグリーン証書の取引も始める。農作物などCO₂吸収源を生産する企業と工場が取引することなどを想定している。県と企業との取引の目安となる排出権価格など制度の細部については2003年度予算に関連経費を計上し、今後詰める。市場の参加者は工場やオフィスビル、大型店などで、県外企業にも参加の道を開く。

（2月3日付、日本経済新聞夕刊）

CO₂排出権 LCA基準で社内取引 コニカ、ミノルタも参加へ

8月に経営統合するコニカとミノルタはグループ内の6事業会社間で二酸化炭素（CO₂）の排出権取引を始める。生産だけでなく原料調達、物流、製品の使用時まで事業会社がかかわるCO₂排出権を合算して取引する。持ち株会社へ移行する4月にコニカが先行、10月からミノルタも参加し、新グループで温暖化対策を加速する。

取引は製品の原料調達から製造、使用、廃棄まで“一生涯”にわたるライフサイクルアセスメント（LCA）手法で算出した事業会社のCO₂排出量をベースとする。各事業会社

は2010年度のCO₂排出量を1990年度比で6%削減する決まりにした。

工場の省エネ活動、省エネ製品の開発、物流の効率化など自力でCO₂排出削減に取り組んだうえで、目標と実績の過不足分を排出権取引でやり繰りする。各事業会社は年度ごとにCO₂の排出目標を設定する。実際の排出量が目標を下回れば余った分を排出権として他の事業会社に販売できる。

不動産流動化 三井不、社宅にも活用 ファンド開発、企業の資産処分支援

三井不動産は企業の社宅を対象とした不動産投資ファンドを開発した。資産処分や社宅管理コストの削減をねらう企業ニーズをくみ取る。売り主の企業に長期借上げや将来の買い戻しを求める特約はつけず、企業が利用しやすいようにした。不動産投資ファンドはオフィスビルを対象にするケースが多く、社宅を絞った商品は珍しい。

ファンドの規模は15億円強。外資系金融機関が約6億円を出資、国内金融機関が残りを融資した。ファンドの取りまとめ役を三井不動産が務めた。

まず、東京都小平市と世田谷区、千葉県柏市の3棟(92戸)を取得し、賃貸マンションとして運用を始めた。今夏までに首都圏で社宅を10棟前後買い増し、ファンドの規模を50億円程度に拡大する。

東京金融先物取引所(TIFFE)は4月28日から新しい売買システムを稼働する。新商

品の上場に柔軟に対応できるロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)のシステムを改良した。5月の金利スワップ先物の上場を皮切りに、クレジット(信用)デリバティブ、天候デリバティブ、排出権取引、などを視野に上場商品を拡大、世界的に激しさを増す取引所間競争で生き残りを目指す。

新システム導入の最大のねらいは上場商品の拡大に向けたインフラ整備。これまでは利用者が専用端末を使うことを前提にしたシステムだったため、新商品上場に伴うプログラム変更を機動的にすることが難しかった。

新システムは汎用のパソコン端末を使えるため、ソフトだけの改良で新商品に柔軟に対応できる。

(4月24日付、日本経済新聞朝刊)

台風の被害が少ないと補償 デリバティブ新商品 東京海上、防災業者など向けに

東京海上火災保険は8日、台風の影響による売上減少リスクを軽減する「台風デリバティブ」の新商品の取り扱いを始めると発表した。台風が当初の想定より少なかった場合に補償金を支払う商品で、最低50万円から契約できるようにした。防災業者や建設業者の利用を見込んでいる。

東京海上は昨夏、台風が予想より多かった場合に補償金を支払うデリバティブ商品を国内で初めて開発。台風で売上減少などの被害を受けるレジャー業者や農林水産業者などに販売した。

補償金額は地域や契約期間などによって異なるが、契約料50万円に対し100万~300万円程度になる。

(5月9日付、日本経済新聞朝刊)